

下諏訪町

行政改革審議会委員を

募集します

- 審議会委員は、「下諏訪町行政改革審議会条例」に基づき、町民又は町内の各種団体の代表3人以内、識見を有する者4人以内、公募による町民3人以内の合計10人以内で構成されます。
- 行政改革審議会は、社会情勢に対応した行政運営を確立し、町民サービスの向上を図ることを目的として設置され、審議会では町の行政改革の実施状況などについて審議します。
(令和7年度の審議会においては、「第6次行政改革大綱」推進計画(前期)の策定を予定しています。)



下諏訪町では、「第7次総合計画・第2期総合戦略」、「行政改革大綱」、「行財政経営プラン」などの各種計画により、人口減少や地域活性化などの課題解決に向けて開かれた行財政経営に取り組んでいます。

【応募要領】

- 応募資格・・・20歳以上の町内に在住の方
平日昼間に開催される審議会へのご出席が可能な方
- 募集人数・・・3人以内
- 応募期間・・・令和6年4月30日(火)から5月31日(金)まで
- 委員任期・・・2年(令和6年度～令和7年度)
- 応募方法・・・所定の応募用紙に必要事項を記入し、直接お持ちいただくか、郵送、FAX、電子メールで応募してください。
(電話での応募は受け付けません。5月31日(金)午後5時必着。)
※提出された書類はお返ししませんので、ご了承ください。
- 応募先・・・〒393-8501 下諏訪町 4613 番地 8
下諏訪町 総務課企画係(町庁舎2階)
FAX 28-1070
電子メール kikaku@town.shimosuwa.lg.jp
- 応募用紙・・・総務課企画係窓口、下諏訪町ホームページにご用意しています。
- 選考方法・・・町長、副町長、総務課長が選考し、結果をご本人に通知します。

応募用紙はHPからダウンロードできます



◆お問い合わせ 下諏訪町 総務課企画係(担当:丸山)
電話 27-1111(内線256)